

第 4 次相模原市環境基本計画及び第 3 次相模原市地球温暖化対策計画策定支援業務委託 企画提案評価基準

1. 評価基準

評価項目	評価内容	加重 倍率	配点
業務の実績			
業務実績	・本業務と同規模かつ同種または類似業務（総合計画や環境分野の計画等）の実績があるか。	× 1	5 点
実施体制等			
実施体制	・本業務を確実に遂行できる体制（人員、配置する責任者及び担当者の実績・資格等）となっているか。 ・発注者（市）との連絡・調整を速やかに行える体制となっているか。 ・万が一体制変更等があった場合に、業務品質を担保する代替案が提示できるか。	× 2	10 点
計画・管理体制	・仕様書に定められた業務内容を滞りなく遂行できるスケジュールや管理体制となっているか。	× 1	5 点
業務目的の理解	・本業務の目的、内容を理解しているか	× 1	5 点
業務内容			
環境基本計画策定支援業務			
基礎調査等 （仕様書 4（1）ア及びオ）	・地球規模の環境問題に関する国内外の動向、国の計画、他自治体の事例などを的確に把握するための調査、分析方法が提案されているか。 ・市の地域特性や課題、社会情勢などを的確に把握するための調査、分析方法が提案されているか。	× 1	5 点
市民アンケート調査 （仕様書 4（1）イ）	・アンケートの内容が市民の環境意識を把握するものであり、かつ計画策定に資するものとなっているか。	× 2	10 点
事業者アンケート調査等 （仕様書 4（1）ウ）	・アンケートの内容が事業者の環境意識を把握するものであり、かつ計画策定に資するものとなっているか。 ・アンケートの調査対象者について具体的な提案があるか。 ・ヒアリングの対象事業者や内容について具体的な提案があり、かつ計画策定に資するものとなっているか。	× 2	10 点

環境基本計画策定支援業務				
市民意見の収集 (仕様書 4 (1) エ)	・計画策定に効果的な市民意見の収集方法が具体的に提案されているか。	× 2	10 点	
目標設定及び施策の立案 (仕様書 4 (1) カ)	・目標設定や施策の立案に向けた検討の方針が明確に示されているか。 ・設定する目標を達成するための施策の検討方針が提案されているか。 ・環境基本計画に内包する予定の「環境教育等行動計画」をより実効性のある計画とするための検討手法や方向性が提案されているか。	× 3	15 点	
推進体制及び進行管理の方策検討 (仕様書 4 (1) キ)	・施策の効果や進捗を把握するための指標の検討方針が提案されているか。	× 1	5 点	
地球温暖化対策計画策定支援業務				
基礎情報の調査・分析等 (仕様書 4 (2) ア、イ及びウ)	・地球温暖化対策に関する国内外の動向、国の計画、他自治体の事例などを的確に把握するための調査、分析方法が提案されているか。 ・市の社会環境及び自然環境に関して、地球温暖化対策の視点での調査、分析方法が提案されているか。	× 1	5 点	
目標の設定等 (仕様書 4 (2) エ、オ、カ、キ、ク及びケ)	・目標設定に向けた検討の方針が明確に示されているか。	× 1	5 点	
施策及び指標の検討等 (仕様書 4 (2) コ及びセ)	・設定する目標を達成するための施策の検討方針が提案されているか。 ・施策の効果や進捗を把握するための指標の検討方針が提案されているか。	× 3	15 点	
地球温暖化対策計画 (事務事業編) の検討 (仕様書 4 (2) サ)	・市の事務事業の状況を的確に把握し、目標設定から達成に向けた工程が明確に示されているか。	× 2	10 点	
排出量算定方法、排出量算定ツールの作成 (仕様書 4 (2) シ)	・本市に適した排出量算定手法が提案されているか。 ・排出量算定ツール作成方針が明確に示されているか。	× 2	10 点	

地球温暖化対策計画策定支援業務			
地域気候変動適応計画の検討（仕様書4（2）ス）	・将来の気候変動の影響等を的確に把握するための調査、分析方法が提案されているか。 ・国内外の最新の動向及び地域の実情を踏まえた取組の検討方針が提案されているか。 ・取組の効果や進捗を把握するための指標の検討方針が提案されているか。	× 2	1 0 点
その他	・その他本業務をより有益にするための提案がされており、高い成果が見込まれるものであるか。	× 2	1 0 点
プレゼンテーション能力			
説明能力	・説明や質疑応答が分かりやすく、説得力があるか。	× 1	5 点
合計		1 5 0 点	

2. 評価方法

（1）各項目について、以下の5段階評価を行う。

特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分
5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

（2）評価点は、各項目の評価結果に対し、指定された加重倍率を乗じて得られた得点とする。

（3）出席委員の評価点数の合計が最も高い提案を第1位順位とする。

（4）総合得点が同点の場合は、加重倍率が2及び3の評価項目のみ合計し、その範囲において最も高い合計点を獲得した事業者を第1位順位とする。

（5）（4）においても評価点が同点の場合は、出席委員の協議による優劣の比較を行い、第1位順位を決定する。

以 上